

名西

青色だより

第191号

令和4年10月20日

発行 名古屋西青色申告会

広報部 部長 福島 保

名古屋市区花の木1-10-13

電話 052(522)5216

税務署長の「挨拶」



名古屋西税務署長

山本 修

山田会長をはじめ、名古屋西青色申告会会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の定期人事異動により、名古屋西税務署長を拝命いたしました山本修と申します。

前任の三輪署長同様、よろしくお願い申し上げます。

名古屋西青色申告会におかれましては、昭和29年の会発足以降多年にわたり、役員並びに会員の

皆様が一致協力し、青色申告の普及と適正な申告、納税制度の推進に向け、様々な活動に熱心に取り組んでこられましたことにつきまして、深く敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民生活や経済活動は大変大きな影響を受けました。

このような前例のない状況下においても、税務署としましては「納税者の自発的な納税義務の履

行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たしていく必要があります。

そのためにも、引き続き、納税者の利便性の向上に取り組みとともに、課税・徴収の高度化・効率化を図りつつ、適正・公平な課税・徴収の実現に努めていきたいと考えています。

特に、納税者の利便性の向上への取組につきましては、スマートフォンによる申告書作成機能の充実など、e-Taxの更なる利用拡大に努めているところであり、「e-Taxによる確定申告書等の提出の推進」を基本方針として掲げておられる名古屋西青色申告会のさまざまな取組は、我々にとって大変心強いものであります。

「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指し、利便性の向上に更に取り組んでまいりますので、引き続き、会の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和5年10月から導入されます「インボイ

ス制度」については、適格請求書発行事業者の登録申請の受付を既に開始しているところですが、令和4年分確定申告時期であります令和5年3月が近づくにつれて、個人事業者の方からの相談や登録申請が増加し、集中することが予想されます。

我々としては、課税事業者の皆様はもとより、免税事業者の皆様にも制度への理解を十分深めていただいた上で、それぞれの事業の実態に応じた対応や準備を早期に進めていただくことが重要と考えております。

このため、国税庁ホームページ内に専用のサイトを設けているほか、説明会の開催など、様々な周知・広報を行っているところであります。

名古屋西青色申告会におかれましては、制度に係る講習会の開催など、インボイス制度の円滑な導入に向けた様々な取組を行っていただいているところであり、改めて感謝申し上げます。

税務署としましては、制度の円滑な導入に向けた周知・広報、また、早期の登録申請への対応を加速して進めてまいりますが、会員の皆様方への確実な周知、また、登録申請を検討される会員の皆様方についてはe-Taxによる早期の登録申請について、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、お願いごとばかりで恐縮でございますが、我々といしましては、今後とも会の皆様方と十分な意思疎通を図り、これまで相互に築いてまいりました良好な信頼・協調関係をより一層発展させていきたいと考えておりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、名古屋西青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしまして、私の着任のあいさつとさせていただきます。

会員特別研修会 開催

昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため規模を縮小して行いました会員特別研修会を、感染予防対策をし昨年より広い会場にて左記のとおり開催します。

日時 11月8日(火)
14時から
場所 西区生涯学習センター
視聴覚室

定員 40名(先着順)
会費 無料

今年の研修テーマは、令和5年10月から始まる「インボイス制度」です。インボイス制度は消費税の仕入税額控除の適用を受けるための「適格請求書(インボイス)」の発行事業者の登録を受ける制度のことです。

8月より事務局にて三回開催しました講習会は各回とも定員に達したため、研修会でも解説をいただくことになりました。また、税務署長の講話も併せて予定しています。

名古屋西税務署定期人事異動(令和四年七月十日付・関係分)

転入者	発令事項	前勤務部署等
山本 修	署長	名古屋国税局 調査部
沖野 誠	副署長	名古屋国税局 国際調査管理課 課長
東山 路子	個人 第一統括官	名古屋国税局 課税第一部 個人課税課 課長補佐
広本 充	個人 第二統括官	名古屋国税局 第四統括官
堂前 繁典	個人 第四統括官	名古屋西 第六統括官
小牧	個人	
転出者	発令事項	名古屋西在職時
三輪 三津雄	退職	署長
三反畑 敬三	名古屋国税局 広島国税不服審判所 副審判官	副署長
杉井 一彦	藤枝 総務 課長	個人 第一統括官
佐橋 智樹	名古屋北 個人 第四統括官	個人 第二統括官
広本 充	名古屋西 個人 第二統括官	個人 第四統括官

新型コロナウイルス
感染拡大防止のため
青色申告会事務所に
ご来所される時は
事前にお電話にて
ご予約をお願いします

☎ 052-522-5216

お申し込み方法など詳細は、配布物またはホームページでご確認ください。皆様のご参加をお待ちしています。
なお、新型コロナウイルスの感染状況により変更になる場合がございます。

令和4年10月～令和5年1月 行事予定

10月	13日	山田地区記帳確認(13:15～)
	18～20日	減価償却講習会
11月	8日	会員特別研修会
	11日	広報車出発式(9:30～)
	13日	税の広場(ヨシツヤ名西店)
12月	12日	源泉・年末調整指導開始
	15日	山田地区源泉指導(10:15～)
1月	23、25日	決算講習会(手書き)
	24日	山田地区決算指導会(10:15～)
	27、30日	決算講習会(ブルーリターンA)
	31日	決算無料指導開始(2月初旬まで)

年末年始の
ご案内

休業日 12月28日(水)～1月4日(水)
年始営業 1月5日(木)～

新型コロナウイルス感染症の影響により、変更の可能性があります

国税局 税務署 青色申告会合同研究会

9月15日(木) 中産連ビルにおいて、第49回国税局・税務署・青色申告会合同研究会(市内ブロック)が開催されました。

本会からは、山田会長、長谷川副会長、長谷川事務局長が出席しました。名古屋西税務署からは、個人課税第一部門東山路子統括国税調査官と山田一喜上席国税調査官の2名が出席されました。

今年の研究テーマは、「インボイス制度について(これまで

の取組と今後の方針)」「受託事業の効率的・効率的な指導について」です。千種会、名古屋北会、昭和会がそれぞれの会の現状・問題点、対応施策について発表が行われました。

そのあと、質疑応答が設けられており、各会、各税務署担当官による活発な討議が行われました。質疑応答の後に、名古屋国税局個人課税課、山賀里実記帳指導専門官より講評をいただきました。

発表・質疑応答から、両テーマについての各会の様々な取組を知ることができ、充実した研究会となりました。

今後とも青色申告会は、より税務署との協力関係を充実し、合同研究会の成果を会員の皆様への指導に反映してまいります。

お給料を出している 事業所は、 年末調整が必要です！

(2022年分のお給料が0円でも、専従者給与の届出を提出している事業所は、給与支払報告書、納付書、法定調書合計表の年末調整書類の提出が必要です)

青色申告会での指導は、
12月12日(月)から翌年1月20日(金)まで行います。

(23日以降は有料指導になります)

お持ち物等の詳細は、次月の配布物「年末調整のお知らせ」をご覧ください。

令和5年10月から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

インボイス番号を請求書・領収書に記載するには事前に税務署への届出が必要です。

- ・ インボイス番号がない領収書等は消費税を計算するときに原則として仕入税額控除ができません。
→インボイス番号の無い領収書等を発行した場合、取引先より番号を要求される可能性があります。
- ・ インボイス番号を取得すると課税事業者になります。
→売上が1,000万円を超えずに免税事業であった方も消費税の申告をすることになります。
- ・ 不動産貸付の方もインボイス番号が必要になってくる可能性があります。
→例) 店舗や事務所を貸していて、その賃借人から家賃を仕入税額控除にしたいので、インボイス番号がある領収書をくださいと言われる可能性があります。

詳しくは、国税庁ホームページの「(消費税)インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

最新情報はホームページで！！



ホームページに当会の最新情報を随時掲載しています。ぜひご確認ください。

URL : <http://www.meiseiao.com> (左記のQRコードからもご覧いただけます)

会員専用ページのユーザー名とパスワードは、隔月配布の機関誌「BLUE RETURN」の3ページ

労働保険事務組合

労働者(従業員・パートタイマー・アルバイト等)を雇っている場合には、労働保険の加入義務が発生します。

(専従者はこれにあたりません)

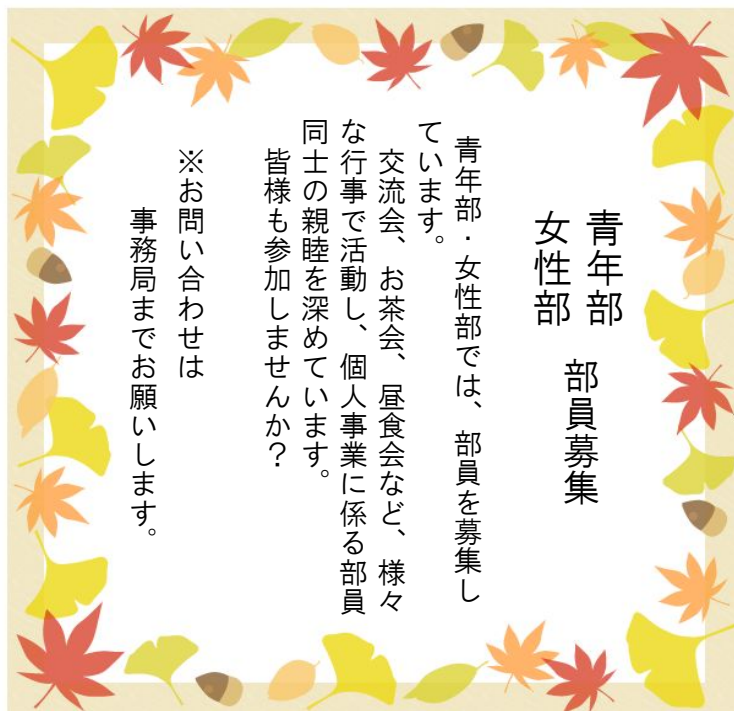
まだ加入手続きをとられていない事業主の皆さまは、名古屋西青色申告会へご相談ください。

【問い合わせ先】

労働保険事務組合 名古屋西青色申告会
TEL:052-522-5216 FAX:052-522-5229

労働保険事務組合制度とは…

国によって認可されている制度で、事業主様に代わって複雑な労働保険事務手続きを事務組合がお手続きします



事業者の方へ／

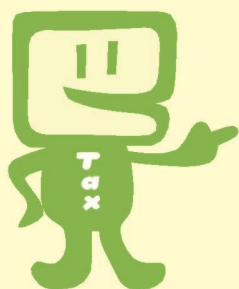


消費税の
インボイス
制度

登録申請受付中！

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください!!



- ☒ 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- ☒ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。



説明会サイトへ▶

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。
- 【専用ダイヤル】0120-205-553 (無料)
【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ

